

平成二十九年十二月十二日受領
答 弁 第 七 七 号

内閣衆質一九五第七七号

平成二十九年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出皇室会議における菅官房長官の役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出皇室会議における菅官房長官の役割に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のとおりである。

二について

お尋ねの「皇室会議の議員と同じような着席形式」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年十二月一日に開催された皇室会議を除き、内閣官房長官が皇室会議に出席した事例はない。

三から五までについて

お尋ねの「資格」、「議事」に参加、「皇室会議の議員の輪に加わる」及び「皇室会議の政治主導をアピールするもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、菅内閣官房長官は、平成二十九年十二月一日に開催された皇室会議の議案が、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行日に関する件であったことから、同法を立案し、及びその施行に関する事務をつかさどる内閣官房の事務を統轄する者として、当該議案とこれに関連して同法の内容等を説明するため、当該皇室会議に出席したものである。